

# 標準旅行業約款 (募集型企画旅行契約)

観光庁・消費者庁告示第1号(令和8年4月1日から適用)

## 第1章 総則

- 第1条** 当社は旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約(以下「募集型企画旅行契約」といいます。)、は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当法が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- (用語の定義)**
- 第2条** この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることとなる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金等の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- この約款で「国内旅行」とは、本邦内みの旅行をい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- この部で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員の間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であつて、旅行者が当社に有する募集型企画旅行に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、提携会社又は提携会社が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従つて決済することによつて、旅行者があらかじめ承認し、あらかじめ当社が募集型企画旅行契約の旅行代金等を第12条第2項、第16条第1項第1項、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。
- この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金の支払に提携債権を履行すべき日をいいます。
- (旅行代金の払戻)**
- 第3条** 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社に定める旅行日に従つて、運送・宿泊機関等の提供を受けることとなる旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けず。
- (手配代金)**
- 第4条** 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たつて、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を委し行う者その他の補助者に代行させることがあります。

## 第2章 契約の締結

- (契約の申込み)**
- 第5条** 当社が募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。))に所定の事項を記入し、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社に募集型企画旅行の申込みをした旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項(以下次条において「申込書等」といいます。))を当社に通知しなければなりません。
- 3 第1項の申込金は、旅行代金又は取消料等には適用されず、また、4 募集型企画旅行の参加に限り、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出ておくこと、また、当社が可能な範囲でこれに応じます。
- 5 前項の申込みに基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。
- (電話等による予約)**
- 第6条** 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の申込みは契約が成立してからず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を当社に定める方法(以下「旅行サービス」)により、当社に申込みをしたことにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員登録等を通知しなければなりません。
- 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があつたとき又は会員登録等の通知があつたときは、募集型企画旅行契約の締結は、当該予約の完了によるものとします。
- 3 旅行者が第1項の期間内に申込書を提出しない場合又は会員登録等の通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

## (契約締結の拒否)

- 第7条** 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結を拒否することができます。
- 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たさないとき。
  - 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
  - 旅行者が旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
  - 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できないとき。
  - 旅行者が、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者、暴力団関係企業又は親縁会等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関する脅迫的な暴力を行使する行為又はこれに準ずる行為を行ったとき。(7) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれに準ずる行為を行ったとき。(8) その他当社の業務上の都合があるとき。

## (契約の成立時期)

- 第8条** 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込みを受理した時に成立するものとします。
- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

## (契約書の交付)

- 第9条** 当社は、前条に定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書(以下「契約書」といいます。))を交付します。

- 2 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書に記載するところによります。

## (確定書面)

- 第10条** 前条第1項の契約書において、確定した旅行日、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合は、当該契約書において利用予定の宿泊機関及び旅行に重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内)以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日までの当該契約書に定める日までに、これららの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。))を交付します。
- 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者に問い合わせたときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が配行程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところにより特定されます。(情報通信の技術を利用する方法)

- 第11条** 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記録事項」といいます。))を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記録事項が記録されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記録事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用に係る通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の使用に供するものに限ります。))に記録事項を記録し、旅行者が記録事項を開覧したことを確認します。

## (旅行代金)

- 第12条** 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。
- 2 通信契約を締結したときは、金額のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けず。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

## 第3章 契約の変更

- (契約内容の変更)**
- 第13条** 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の旅行者の身元と得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ通知する旨の通知を行います。この場合、変更理由が当該事由による場合は、旅行者にあらかじめ通知する旨の通知を行います。この場合、変更理由が当該事由による場合は、変更理由を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行の内容(以下「契約内容」といいます。))を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
- (旅行代金の額の変更)**
- 第14条** 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運送料(以下この条において「適用運賃・料金」といいます。))が、著しい経済情勢の変遷等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものと表示されている適用運賃・料金と比べて、通常想定される程度を大幅に超える増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。
- 2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以内の日までに旅行者にその旨を通知します。3 当社は、第1項の定められた適用運賃・料金の減額がなされたときは、同項の定めるところにより、その減少額分の旅行代金を減額します。

- 4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払ひ、又はこれらから支払ひなければならない費用を含みます。))の減少又は増加がある場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等当該旅行サービスの提供を受けることにかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不具合が生じたことによる場合を除きます。))は、当該契約内容の変更の際にその範囲において旅行代金の額を変更することがあります。
- 5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員より旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当該の責に備すべき事により当該利用人員が変更されたときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## (旅行者の交替)

- 第15条** 当社が募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
- 2 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めるとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入し、所定の金額の手取金とともに、当社に提出しなければなりません。3 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があつた時に効力を生ずるものとします。以後、旅行者の上の地位を譲り渡した旅行者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

## 第4章 契約の解除

- (旅行者の解除権)**
- 第16条** 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払つて募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合は、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを行います。
- 2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払ふことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。ただし、その変更が別表第2上欄(左欄)に掲げるものその他の重要なものであると認められるときは、
- 当社において契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2上欄(左欄)に掲げるものその他の重要なものであると認められるときは、
  - 第14条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
  - 当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。(5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の実施が不可能となるとき。

- 3 旅行者は、旅行開始前において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行日程を受講することができなくなったときは、当社がその旨を告げるときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払ふことなく、旅行サービスの当該受講事項がなくなった場合の取消料を解除することができます。

- 4 前項の規定において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受講事項がなくなった部分に係る金額を旅行者に払戻します。ただし、前項の契約が当社の責に帰すべき事由による場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに就いて取消料、違約料その他の既に支払ひ、又はこれらから支払ひなければならない費用に係る金額を差し引いたものとして旅行者に払戻します。

## (当社の解除権—旅行開始後の解除)

- 第17条** 当社が、旅行開始前において、旅行者に理由を説明し、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。
- 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
  - 旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられずと認められるとき。
  - 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある認められるとき。
  - 旅行者が、契約内容に照し合理的な範囲を超え負担を求めたとき。(5) 旅行者の数が契約書面に記載した最少旅行人員に達しなかったとき。(6) スキーを目的とする旅行における必要な降参等の旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれ極めて大きいとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
  - 通信契約を締結した場合であつて、旅行者の所有するクレジットカードが無効な等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなかったとき。
  - 旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。
  - 旅行者が第12条第1項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払ひないときは、当該旅行の期日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の違約料を支払ひなければなりません。
- 3 当社は、第1項第5号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行については13日(日曜日、祝日については、3日)に当たる日以前に、海外旅行については23日(別表第1に規定する日)に当たる日以前に旅行を開始するものについては33日(日)に当たる日以前、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

## (当社の解除権—旅行開始後の解除)

- 第18条** 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明し、募集型企画旅行契約の一部を解除することができます。
- 旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられずと認められるとき。
  - 旅行者が旅行者の安全かつ円滑な実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体旅行の継続を阻し、当該旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
  - 旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。(4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生し得ない事由が生じた場合であつて、旅行者の継続が不可能となったとき。

- 2 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な消滅がなされたものとします。
- 3 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がまだその提供を受けていない旅行サービスに当たる部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払ひ、又はこれらから支払ひなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払戻します。

## (旅行代金の払戻)

- 第19条** 当社は、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前3条の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除による払戻しにあっては解除の日から起算して7日以内に、減額又は払い戻しによる解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。
- 2 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であつて、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前3条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従つて、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始後の解除による払戻しにあっては解除の日翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し払い戻す旨を通知するものとします。旅行者が旅行を受けに行った日をカード利用日とします。
- 3 前2項の規定は第27条又は第30条第1項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (契約の責任)**
- 第20条** 当社は、第19条第1項第1号から第4号の規定により旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に居るために必要な旅行サービスの手配を引き受けず。
- 前項の場合において、出発地に居るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

## 第5章 団体・グループ契約

- (団体・グループ契約)**
- 第21条** 当社は、同行を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「第1責任者」といいます。))を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。
- (契約の責任)**
- 第22条** 当社は、特約を結ぶ場合を除き、契約の責任はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。))の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。当社は、契約責任者構成者に対して現払い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負ふものではありません。
- 3 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選定した構成者を契約責任者とみなします。

## 第6章 旅程管理

- (旅程管理)**
- 第23条** 当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者と異なる特約を結んだ場合には、

- は、この限りではありません。
- 旅行者が旅行開始前サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、当社は募集型企画旅行契約に従つて旅行サービスの提供を確保に努めなければならない必要は措置を講ずること。
  - 前項の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するとは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣意にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するとは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めます。等、旅行内容の変更を最小限にとめるよう努めます。

## (当社の指示)

- 第24条** 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行の安全かつ円滑に実施する旨の当社の指示に従わなければなりません。(添乗員等業務)

- 第25条** 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第23条各号に掲げる業務その他募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- 2 前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

- (特別措置)**
- 第26条** 当社は、旅行者中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 第7章 責任

- (当社の責任)**
- 第27条** 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たつて、当社又は当社が4条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配業者」といいます。))が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があつたことには限りません。
- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいときは、
- 当社は、手配業者が受けた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に旅行者に対し通知があつたとき限り、旅行者1名につき15万円の限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます。))として賠償します。

## (特別措置)

- 第28条** 当社は、前条第1項の規定に基づき当社の責任が発生するにもかかわらず、別表特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の一部に就いて一定の損害を受けたときは、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払ひます。

- 2 前項の損害については、前条第1項の規定に基づく責任を負うとき、その責任に基づいて支払うべき損害賠償額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償額をのみとします。
- 3 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第1項の規定に基づいて支払うべき損害賠償額(前項の規定により損害賠償額とみなされる金額を含みます。))に相当する額に削減するものとします。
- 4 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別表の特別補償金を受取て当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行の内容の一部として取り扱います。

## (信託保証)

- 第29条** 当社は、別表第2上欄(左欄)に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊機関等当該旅行サービスの提供を行っていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不具合が生じたことによるものを除きます。))を除きます。))が生じた場合は、旅行代金と同様に、記録面に記載する額を超過した額の上の変更賠償金を旅行者の日の翌日から起算して30日以内に払い戻します。ただし、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、この限りではありません。

## (旅行者の責任)

- 次に掲げる事由による変更  
イ 天災地変  
ロ 戦乱  
ハ 暴動  
ニ 官公署の命令  
ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止  
ヘ 当初の運送計画によらない運送サービスの提供  
ヘ 旅行参加者の生命又は身体を安全確保するための必要な措置
- 2 第1条から第18条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときは、当該募集型企画旅行サービスに係る変更
- 2 当社が支払うべき変更賠償金の額は、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき旅行代金の15%以内の当社が定める率を乗じた額をもととして算定します。また、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更賠償金の額が、100万円未満であるときは、当社は、変更賠償金を支払ひません。
- 3 当社は、第1項の規定に基づき変更賠償金を支払つた後に、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は同項の規定 更に係る変更賠償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償額の範囲を超えて変更賠償金を旅行者との間で相殺した残額を支払ひます。

## (旅行者の責任)

- 第30条** 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被つたときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。
- 2 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行の内容について理解するよう努めなければならないものとします。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約内容と異なる旅行サービスが提供されたときと認識したときは、旅行開始後において速やかにその旨を当社、当社の手配代行サービス又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

## 第8章 弁済業務保証金(旅行業協会の保証社員である場合)

### 合(弁済業務保証金)

- 第31条** 当社は、一般社団法人全国旅行業協会(東京都港区板4丁目2番19号赤坂シャティアムビル)の保証社員となっております。
- 2 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、旅行者の一般社団法人全国旅行業協会が提供している弁済業務保証金から円に連するまで弁済を受けることができます。

- 3 当社は、旅行開始後第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金の担保を納付しておりますので、同法第1条第1項に基づく営業保証金は供託してありません。

### 別表第1 取消料(第16条第1項関係)

#### 1 国内旅行に係る取消料

区分	取消料
(1) 次項以外の募集型企画旅行	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日以内(日曜日、祝日については10日)に当たる日以前に解除する場合(ロからホまで適用する場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内に当たる日以前に解除する場合(ハからホまで適用する場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内に当たる日以前に解除する場合(ハからホまで適用する場合を除く。)	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内に当たる日以前に解除する場合(ハからホまで適用する場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内に当たる日以前に解除する場合(ハからホまで適用する場合を除く。)	旅行代金の100%以内
イ 旅行開始日の前日に解除する場合 ニ 旅行開始日の前日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	当該船舶に取消料の規定により支払うべき金額

- 備考(1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。  
(2) 本表の適用に当たつて「旅行開始後」とは、別表特別補償規程第2条第3号の規定で規定する「サービスの提供を受けることを開始した日」以降をいいます。

#### 2 海外旅行に係る取消料 区分

区分	取消料
----	-----





重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

#### (通院見舞金の支払い)

- 第9条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院、診療所又はオンライン診療受診施設に通い、医師の治療を受けること（往診及びオンライン診療を含む。）をいいます。）を要します。以下の条件が同時に成立すること。した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。
- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
① 通院日数 90 日以上の場合 10 万円 ② 通院日数 7 日以上 90 日未満の場合 5 万円 ③ 通院日数 3 日以上 7 日未満の場合 1 万円
  - (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合  
① 通院日数 90 日以上の場合 5 万円 ② 通院日数 7 日以上 90 日未満の場合 2 万円 ③ 通院日数 3 日以上 7 日未満の場合 1 万円
- 2 旅行者が通院しない場合においても、骨骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障を生じたとき当該期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
- 3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- 4 当社は、いかなる場合においても、事故の日から 180 日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- 5 当社は、旅行者 1 名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

#### (入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別)

- 第10条 当社は、旅行者 1 名について入院見舞金及び通院見舞金の日数がそれぞれ 1 日以上となった場合は、前 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの（同額の場合には、第 1 号に掲げるもの）のみを支払います。
- (1) 当該入院日数に対し当社が支払うべき入院見舞金
  - (2) 当該通院日数（当社が入院見舞金を支払うべき期間中のものを除きます。）に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなした上で、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金

#### (死亡の推定)

- 第11条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が行方不明となつてから、又は遭難してから 30 日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、航空機若しくは船舶が行方不明となつた日又は遭難した日に、旅行者が第一条の傷害によって死亡したものと推定します。

#### (他の身体障害又は疾病の影響)

- 第12条 旅行者が第一条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第一条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により第一条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

#### 第 4 章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

##### (傷害程度等に関する説明等の請求)

- 第13条 旅行者が第一条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の身体の診察若しくは死体の検案を求めることがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの求めに協力しなければなりません。
- 2 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の知らない事項により第一条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当社に対し、当該事故の日から 30 日以内に報告しなければなりません。
- 3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当社の定める正当な理由なく前 2 項の規定に違反したときは又はその説明若しくは報告につき生じた責任を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

##### (補償金等の請求)

- 第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。
- (1) 死亡補償金請求の場合  
① 旅行者の戸籍簿本並びに法定相続人の戸籍簿本及び戸籍簿証明書  
② 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書  
③ 後遺障害補償金請求の場合  
イ 旅行者の戸籍簿証明書  
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書  
ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
  - (2) 入院見舞金請求の場合  
イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書  
ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書  
ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類
  - (3) 通院見舞金請求の場合  
イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書  
ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書  
ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類
- 4 当社は、前項以外の書類の提出を求めること又は前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- 5 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第 1 項の規定に違反したとき又は提出書類につき生じた責任を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

##### (代位)

- 第15条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害によって第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。第 5 章 携帯品損害補償

##### (当社の支払責任)

- 第16条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有の身の回り品（以下「損害対象品」といいます。）に損害を被ったときには、本章の規定により、携帯品損害補償金（以下「損害補償金」といいます。）を支払います。

##### (損害補償金を支払わない場合—その 1)

- 第17条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
  - (2) 旅行者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取らせる目的でなかった場合は、この限りではありません。
  - (3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
  - (4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
  - (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
  - (6) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

- (7) 損害対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれに代わって損害対象品を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
- (8) 損害対象品の自然の消耗、さび、かび、変色、むずみ食い、虫食い等 (9) 単なる外観の損傷であつて損害対象品の機能を支障をきたさない損害 (10) 損害対象品である液体の漏出。ただし、その結果として他の損害対象品に生じた損害については、この限りではありません。

- (11) 損害対象品の置き忘れ又は紛失
- (12) 第 3 条第 1 項第 9 号及び第 12 号に掲げる事由
- 2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しても、損害補償金を支払いません。(1) 地震、噴火又は津波

- (2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- (損害補償金を支払わない場合—その 2)
- 第18条 2 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払わないことがあります。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

# 標準旅行業約款（手配旅行契約等）

## 第 1 章 総則

### (適用範囲)

- 第1条 本約款は、旅行者との間で締結する手配旅行契約とは、この約款の定めるところによりする。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に知られた慣習によります。2 当社は法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結ぶときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### (用語の定義)

- 第2条 この約款（「手配旅行契約」といいます。）は、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次する手続等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供者を運送・宿泊その他の旅行者に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）を提供を受けることができるように、手配するものを引き受ける契約をいいます。

- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行者サービスを手配するために、運賃、宿泊料その

- (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

### (損害対象品及びその範囲)

- 第18条 損害対象品は、旅行者が企画旅行参加中に旅行するその所有の身の回り品に限りま
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、損害対象品に含まれません。(1) 現金、小切手その他の有価証券、印紙、印手その他これらに準ずるもの (2) クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの (3) 帳本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの (4) 磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行う記録媒体に記録されたものを含まず。

- (4) 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び自動車、原動機付自転車及びその付属品
- (5) 山岳登山に用いる、探検用具その他これらに類するもの
- (6) 義歯、義乳、コンタクトレンズその他これらに類するもの

- (7) 動物及び植物
- (8) その他当があらかじめ指定するもの

### (損害補償及び損害補償金の支払額)

- 第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び時における損害対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費及び条第 3 項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。
- 2 損害対象品の 1 個又は 1 対についての損害額が 10 万円を超えるときは、当社は、そのものの損害額の 20 万円とみなして前項の規定を適用します。

- 3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者 1 名に対して 1 企画旅行につき 15 万円をもつて限度とします。ただし、損害額が旅行者 1 名について 1 回の事故につき 3,000 円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

### (損害の防止等)

- 第20条 旅行者は、補償対象品について第 16 条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。
- (1) 損害の防止軽減に努めること。
  - (2) 損害の程度、原因となった事故の概要及び旅行者が損害を被った損害対象品について保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。
  - (3) 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をすること。

- 2 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第 1 号に違反したときは、防止軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第 2 号に違反したときは、損害補償金を支払わず、また、同項第 3 号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

- 3 当社は、次に掲げる費用を支払います。
- (1) 第 1 項第 1 号に規定する損害の防止軽減のために要した費用のうち当社が必要と有益であったと認められたもの
  - (2) 第 1 項第 3 号に規定する手続のために必要な費用

### (損害補償金の請求)

- 第21条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。
- (1) 警察当局又はこれに代わるべき第三者の事故証明書
  - (2) 損害対象品の損害の程度を証明する書類
  - (3) その他当社の要求する書類

- 2 旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき（第三者をしてなしたものとみなす。）、又は当社は、当社は、損害補償金を支払いません。

### (保険契約がある場合)

- 第22条 第 16 条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減縮することがあります。

### (代位)

- 第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

### 別表第 1 (第 5 条第 1 号関係)

- 山岳登山（レック、アイス、アイス、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）  
リュージュ ボブスレー スカイダイビング ハンググライダー搭乗 超軽量動力機（モーターハンンググライダー、マイクロプロト機、ウルトラプロト機等）搭乗 ジョイステアリング搭乗その他これらに類する危険な運動

### 別表第 2 (第 7 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項関係)

- 1 両眼の矯正視力 100%
- (1) 両眼が失明したとき。 60%
- (2) 一眼が失明したとき。 5%
- (3) 一眼の矯正視力が 0.6 以下になったとき。 5%
- (4) 一眼の視力等級が ( ) (正常視野の角度の合計の 60% 以下となつた場合を含む。) となつたとき。 5%

2 両耳の障害	100%
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき。	30%
(2) 一耳の聴力を全く失ったとき。	5%
(3) 一耳の聴力が 50 センチメートル以上では通常の話声を聴きえないとき。	20%
3 鼻の障害	100%
鼻の機能に著しい障害を残すとき。	35%
4 その他、言語の障害	15%
(1) それし又又は言語の機能を全く廃したとき。	5%
(2) それし又又は言語の機能に著しい障害を残すとき。	15%
(3) それし又又は言語の機能に障害を残すとき。	3%
(4) 喉に五本以上の欠損を生じたとき。	100%
5 外傷(ばう) (顔面・頭部・頸(けい)部をいう。)	40%
(1) 顔に (1) 外傷(ばう) によるけい部をいうとき。	30%
(2) 外傷(ばう)に顔面(顔面)に対しては直径 2 センチメートルの 瘻痕(はこん) 長さ 3 センチメートルの線状痕(こん)程度をいう。)	60%
(3) それし又又は言語の機能に著しい障害を残すとき。	50%
6 脊(せき)柱の障害	5%
(1) 脊(せき)柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。	20%
(2) 脊(せき)柱に奇形を残すとき。	15%
7 脚(しやう)指(ゆび)以上をいう。脚(足関節)以上をいう。の障害 (1) 一腕又は一脚を失ったとき。	8%
(2) 一腕又は一脚の三大関節中の二関節又は三関節の機能を全く廃したとき。	10%
(3) 一腕又は一脚の三大関節中の一関節の機能を全く廃したとき。	8%
(4) 一腕又は一脚の機能に障害を残すとき。	100%
8 手指の障害	5%
(1) 一手指の母指を指関節(指節間関節) 以上で失ったとき。	20%
(2) 一手指の母指の機能に著しい障害を残すとき。	5%
(3) 母指以外の一手指を第二指関節(遠位指節間関節) 以上で失ったとき。	15%
(4) 母指以外の一手指の機能に著しい障害を残すとき。	5%
9 足指の障害	5%
(1) 一足指の一指を趾(こ)指関節(指節間関節) 以上で失ったとき。	10%
(2) 一足指の第一指の機能に著しい障害を残すとき。	5%
(3) 第一指以外の一足指を第二趾(こ)指関節(遠位指節間関節) 以上で失ったとき。	8%
(4) 第一指以外の一足指の機能に著しい障害を残すとき。	10%
10 その他他の身体を傷つける行為により終身自用を失つことができること。	100%

注 第 7 号、第 8 号及び第 9 号の規定中「以上」とは、当該箇所より数値に近い部分を含みます。

### 別表第 3 (第 8 条第 2 項関係)

- (1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になっていること。
- (2) それし又又は言語の機能を失っていること。
- (3) 両耳の聴力を失っていること。
- (4) 両上肢の手指間以上すべての関節の機能を失っていること。
- (5) 一手指の機能を失っていること。
- (6) 脳脊髄障害の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- (7) 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- (8) その他上記の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

(注 第 4 号の規定中「以上」とは、当該箇所より数値に近い部分を含みます。)

＜旅行企画・実施＞  
株式会社ラシクルトラベル  
東京都知事登録旅行業第2-8953号  
(一社)全国旅行業協会正会員  
〒140-0004  
東京都品川区南品川2丁目4-1 品川YMDビル10階

旅行業務取扱管理者：和其 叶力国  
Tel：050-3649-9645  
Fax：03-6712-4762

## 観光庁・消費者庁告示第1号（令和8年4月1日から適用）

契約を締結した場合には、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

### (手配代行者)

- 第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者業者、委託者として行う者その他の補助者に代行させることがあります。第 2 章 契約の成立

### (契約の申込み)

- 第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。3 第 1 項の申込金は、旅行代金、取送料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

### (契約締結の旨)

- 第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。(1) 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の所有するクレジットカードが

無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき、

(2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき、

(3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、

(4) 旅行者が、風俗を荒廃し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、

(5) その他当社の業務上の都合があるとき、

#### (契約の成立時期)

**第7条** 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとし、

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとし、

#### (契約成立の特例)

**第8条** 当社が、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けるとなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約の成立をさせることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の締結が、前項の書面において明らかにします。

#### (乗務券及び宿泊券等の特例)

**第9条** 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスへの配分を目的とする手配旅行契約であって旅行代金引換えに当該旅行者サービスの提供を受ける権利を明示した書面を交付するものについては、前項による申込みを受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとし、

#### (契約書面)

**第10条** 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについては乗券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を明示した書面を交付すると、当該契約書面を交付しないことがあります。

2 前項の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載することにより、（情報通信の技術を利用する方法）を確認します。

#### (旅行者の責任)

**第11条** 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に受ける旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

### 第3章 契約の変更及び解除

#### (契約内容の変更)

**第12条** 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に支払った手配を取り消す際に運送、宿泊機関等を支払った取送料、予約料その他の旅行サービスに要する費用を負担するほか、当社所定の手配取送料を支払わなければならないものとします。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとし、

#### (旅行者による任意解除)

**第13条** 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの価値と、又はまだ提供を受けていない旅行サービスに要する取送料、予約料その他の事項、宿泊機関等に就いて既に支払った又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手配料金及び当社が得るはずであった取送料金を支払わなければならないものとします。

#### (旅行者の責に帰すべき事由による解除)

**第14条** 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

(1) 旅行契約を締結した書面において、旅行者の所有するクレジットカードが無効となる等、旅行者が旅行代金に要する債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき、

(2) 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき、

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取送料、予約料その他の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手配料金及び当社が得るはずであった取送料金を支払わなければならないものとします。

#### (当社の責に帰すべき事由による解除)

**第15条** 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの価値として、運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収めた旅行代金を旅行者に払い戻します。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

### 第4章 旅行代金

**第16条** 旅行者は、旅行開始前当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければならないものとします。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名をした旅行者への支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前運送、宿泊機関等の乗券、料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとし、5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名をした上で当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払った費用等の額又は当社が旅行者に負担すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項の規定により旅行者が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社が定める期日までに、当社が定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならないものとします。

#### (旅行代金の精算)

**第17条** 当社は、当社が旅行者サービスを手配するために、運送、宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取送料金（以下「精算旅行代金」といいます。）を旅行代金として既に収めた金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項に定める期日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。

2 精算旅行代金が旅行代金として既に収めた金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならないものとします。

3 精算旅行代金が旅行代金として既に収めた金額に満たないときは、当社は、旅行者とその差額を払い戻します。

### 第5章 団体・グループ手配

#### (団体・グループ手配)

**第18条** 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

**第19条** 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を行使しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第22条第1項の業務は、当該責任者は、当該責任者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。

2 構成者は、当該責任者から定められた期日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

#### (契約成立の特例)

**第20条** 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けるとなく手配旅行契約の締結を承諾することができます。

2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けるとなく手配旅行契約の締結する場合には、当社は、契約責任者に対する旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当該書面を交付した時に成立するものとし、

#### (構成者の変更)

**第21条** 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

2 前項の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとし、

#### (添乗サービス)

**第22条** 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。

2 添乗員を行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループが行動を行うために必要な業務と、

3 添乗員が添乗サービスを提供する時間間は、原則として、8時から20時までであり、

4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

### 第6章 責任

#### (当社の責任)

**第23条** 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行った旅行者（以下「手配旅行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときには限り、

2 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき5万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

#### (旅行者の責任)

**第24条** 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を基に、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービス内容を仔細に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配旅行者又は当該旅行サービス提供者へ申し出なければならないとします。

### 第7章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

#### (弁済業務保証金)

**第25条** 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂ジャストールビル）の保証社員となっております。

2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が提供している弁済業務保証金から円に請求するまで弁済を受けることができます。

(保証金) 旅行法第7条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金預託金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく弁済保証金は預託しております。

### 標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

#### (適用範囲)

**第1条** 当社が旅行者と間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

#### (渡航手続代行契約を締結する旅行者)

**第2条** 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社が受託している他の旅行者の募集企画旅行について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。

(渡航手続代行契約の定義)

**第3条** この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受ける契約をいいます。

(1) 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書取得に関する手続

(2) 出入国手続書類の作成

(3) その他前各号に関連する業務

#### (契約の成立)

**第4条** 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。

2 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとし、

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けるとなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による渡航手続代行契約の申込みを受け付けることができます。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとし、

4 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき、

(2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、

(3) 旅行者が、風俗を荒廃し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、

(4) その他当社の業務上の都合があるとき、

5 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約により引き受けた代行業務（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、当社の責任その他必要な事項を記載した書面を交付します。

6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

#### (受託業務)

**第5条** 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないよういたします。

(旅行者の義務)

**第6条** 旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければならないとします。

2 当社は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

3 当社は、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在外国領館その他の機関に、手数料、査証料、委託料その他の料金（以下「査証料等」といいます。）を支払わなければならないときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対し、当該査証料等を支払わなければならないとします。

4 受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用が生じたときは、旅行者は、当社が定める期日までに当該費用を支払わなければならないとします。（契約の解除)

**第7条** 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。2 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することができます。

(1) 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき、

(2) 当社が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めるとき、

(3) 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わないとき、

(4) 旅行者が第4条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したとき、

(5) 第3条第1号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないおそれがあるとき、

3 前2項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証料等及び前条第四項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければならないものとします。

#### (当社の責任)

**第8条** 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときには限り、

2 当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できると及関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等の取得ができず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

(渡航手続代行料金の精算)

**第9条** 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行った旅行者（以下「手配旅行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときには限り、

2 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき5万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(渡航手続代行料金の精算)

**第10条** 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行った旅行者（以下「手配旅行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときには限り、

2 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき5万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(渡航手続代行料金の精算)

**第11条** 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行った旅行者（以下「手配旅行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときには限り、

2 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき5万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(渡航手続代行料金の精算)

**第12条** 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行った旅行者（以下「手配旅行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときには限り、

2 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき5万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(渡航手続代行料金の精算)

**第13条** 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行った旅行者（以下「手配旅行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときには限り、

2 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき5万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(渡航手続代行料金の精算)

**第14条** 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行った旅行者（以下「手配旅行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときには限り、

2 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき5万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(渡航手続代行料金の精算)

**第15条** 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行った旅行者（以下「手配旅行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときには限り、

2 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき5万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

### 標準旅行業約款（旅行相談契約）

#### (適用範囲)

**第1条** 当社が旅行者と間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

#### (旅行相談契約の定義)

**第2条** この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料金」といいます。）を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。

(1) 旅行者が旅行の計画を作成するために必要な助言

(2) 旅行に必要な経費の見積り

(4) 旅行地及び運送・宿泊機関に関する情報提供

(5) その他旅行に必要な助言及び情報提供

#### (契約の成立)

**第3条** 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。

2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとし、

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けるとなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることができます。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとし、

4 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

(1) 旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき、

(2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき、

(3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、

(4) 旅行者が、風俗を荒廃し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、

(5) その他当社の業務上の都合があるとき、

#### (相談料金)

**第4条** 当社が第2条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければならないものとします。

(契約の解除)

**第5条** 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することができます。

#### (当社の責任)

**第6条** 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対して通知があったときには限り、

2 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送、宿泊機関等について、実際に手配が

可能であることを保証するものではありません。したがって、議員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受ける契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

<旅行企画・実施>  
株式会社ラシクルトラベル  
東京都知事登録旅行業第2-8953号  
(社)全国旅行業協会正会員  
〒140-0004  
東京都品川区南品川2丁目4-1 品川YMDビル  
10階

旅行業務取扱管理者：和其 叶力図  
Tel：050-3649-9645  
Fax：03-6712-4762